

第12回福島家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成21年5月27日（水）午後1時15分～午後3時30分

2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

3 出席者

石原那津子，遠藤伝一郎，及川憲夫，菅野 篤，鈴木庸裕，鈴木芳喜
須田光江，堀部亮一，丸山嘉代（敬称略，五十音順）

4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交替及び紹介
- (3) 委員長あいさつ

5 議事

- (1) 家庭裁判所における国民の司法参加，特に家事調停委員及び参与員の人材確保について

ア 家事調停委員の役割等についての説明

家事調停制度，家事調停委員の職務及び役割等について，説明した。

イ 意見等（○委員，□裁判所）

- 調停委員の任命できる年齢は，40歳以上70歳未満であるが，福島家裁の家事調停委員の中に35歳の方がいる。特殊な職業に就いている方か。
なお，弁護士会には若い弁護士が増えているので，供給できる余地はある。
- 弁護士資格の調停委員である。
- 年齢にこだわらずに，若い弁護士も任命される可能性もあるのか。
- 年齢的に若い調停委員は，調停事件の内容によっては年配の調停委員よりも解決に導くことができるケースもあると思う。年齢40歳以上という

基準は、変えられないのか。

- 調停委員の選考基準として、年齢は最高裁判所規則により決められている。ただし、特に必要がある場合においては、40歳以上70歳未満の者であることは要しない。したがって、若い調停委員の必要性があれば、任命は考えられる。
- 以前、調停委員の定員数はいっぱいであると聞いていたが、現状として、調停委員数は不足しているのか。
- 年代によって隔たりがあり、特に四十代から五十代前半までの若い調停委員が少ない状況である。
- 調停委員の中には、取扱件数が多い方と、極端に少ない方がいる。積極的に事件を受けてもらう方策はあるか。
- 調停事件の紛争解決のためには専門的な知識、技能等を備えた調停委員が必要なケースもあり、そのような事件のみ限定して受けられるため、取扱件数が少なくなる調停委員はいる。

なお、専門的な知識としては、例えば、不動産の評価関係では土地家屋調査士、介護等の福祉関係では福祉施設で働いている方などが考えられる。結局、一般社会で生活しているだけでは分かりづらい分野の資格や職業を指して専門性があると言える。

- 調停委員には、各種の職業に就いている方、特殊な資格取得者がいる。
- 名簿における職業の記載は、資格というよりも、現在このような職業に就いているということである。

なお、多くの財産がある遺産分割調停事件であれば、金融関係に従事されている方が一般人よりも理解しやすいし、そのような方が、当該事件の調停委員にふさわしいと言える。

- 面接技法のノウハウは教えるのか。
- 各調停委員が習得しなければならない事項になる。
- 調停委員の職業として、「その他」の記載がある。主婦か。

- 主婦や定年退職者等が含まれる。
- 調停委員を年齢別に見ると、60歳以上が多い。若い方が入った方が、今の時代には良い。
- 職業として教員が30人いる。現役はいるのか。全員が退職者か。
- 現役及び退職者を含み、現役としては、大学教授や講師がいる。
なお、現役の公務員の方は兼職の許可を得ている。
- 教員は60歳定年で、退職後は職に就かない方がほとんどである。私は以前、元校長を調停委員として推薦したことがあり、学校関係者は、人格や教養等に問題はなく、調停委員としての人材が非常に豊富である。法律的知識は別であるとはいえ、今後も推薦したい。ただし、調停委員になることは狭き門であると聞いているので、どこまで推薦していいのか。
- 調停委員としての就任が70歳近くではなく、60歳前半くらいまでに留めることも考えられる。
- 家事調停事件の既済数があり、解決したもの、解決できなかったものの数値が記載されている。裁判所は、この数値をどのようにとらえているのか。
- 全国の家裁の統計数値によると、全調停事件中、調停成立は5割前後、取下げは2割強、残りは不成立である。調停事件は、当事者同士の話し合いがまったくかみ合わないために最終的に家裁に対して、解決を求めて申立てがされる。そのような中で、話し合いをした上での取下げも含めれば、結局、半分以上の事件が調停の席上で解決して終わっている。これは、調停委員の尽力によるものである。
- 福島家裁本庁は、全国レベルと比べてどうなのか。
- 良い方である。
- 「調停をしない」とは何か。
- 申立ての内容が調停になじまなく、調停に適さないということである。
調停手続として当事者に裁判所に来てもらうまでもなく、初めから調停を

しないという判断である。

- 調停委員に対する手当関係は、どうなっているのか。
- 調停委員ということで手当が支給されるのではなく、個々の事件の処理のために登庁した旅費及び事件を処理した時間に応じた調停委員手当が支給される。
- 裁判員制度関係では、裁判所から多種多様な情報が提供されているが、調停委員関係についても情報を提供してほしい。

ウ 参与員の役割等についての説明

参与員制度、関与する事件及び役割等について、説明した。

エ 意見等（○委員，□裁判所）

- 調停委員制度は知っていたが、参与員制度は知らなかった。離婚事件に関して、双方の違いを知りたい。
- 調停委員が行う調停手続は、当事者同士が話し合いで解決するものであるところ、離婚調停が不成立で終了した場合、それでも離婚したいと希望するときは、当事者が訴えを起こして訴訟手続に入ることになる。参与員はその訴訟手続の中で、当事者の主張及び証拠等を見聞し、裁判官に対して、自分の意見を述べるなどして解決に導く。
つまり、調停委員は、話し合いである調停手続をリードして話し合いをまとめるものであるのに対して、参与員は、裁判所が判決あるいは審判するための判断をするときに、裁判官と一緒に考えて意見を述べるものである。
- あらかじめ選任されている参与員候補者の中から、1年間、事件ごとに、女性、男性あるいは男女の参与員が選任されるのか。
- 福島家裁本庁の人事訴訟事件の場合、男女の参与員が関与する。また、名の変更及び氏の変更等の審判事件の場合も同様である。ただし、後者の場合、全国的には参与員1人の関与が一般的である。
- 名簿に記載される参与員候補者の選考方法等を知りたい。

参与員は調停委員と同様に、家庭裁判所に選考委員会があり、自己推薦や推薦母体からの推薦などを受けて、書面審査を行う。その後、面接を行って参与員候補者を決め、最終的には、裁判官会議で議決を行って参与員候補者名簿に登載される。

1人が参与員と調停委員とを兼ねることもあるのか。

当庁の場合、現在、全参与員のうち約95%が調停委員の経験者、若しくは現調停委員である。

オ 家事調停委員等の給源等についての説明

推薦を受ける関係機関や任命関係等について、説明した。

カ 意見等（委員，裁判所）

調停委員の推薦等について説明を聞いたが、職種を見れば、推薦母体分かる。裁判員制度に推薦母体はない。それと比べれば、調停委員の推薦に関しては、ある意味で不透明である。推薦母体は具体的にどこか。

弁護士会、司法書士会及び不動産鑑定士会である。ほかには、地元の銀行からも元行員の推薦を受けている。

調停委員が退任するときに、後継者を推薦して退任すると考えた方が分かりやすい。このような身内的な調停委員を推薦するシステムをなくすために、公募制を採用したらどうか。馴染むのか。

馴染む、馴染まないと言い切ることはできない。公募制を採った裁判所があることは聞いている。ところで、調停委員は、自ら積極的に出て行って事件を解決するという役割よりも、当事者同士の話をよく聞くという聞き役に徹して、紛争の解決に導くという役割である。その意味では、自分は紛争解決を図る力があるので、公募で立候補したいという人よりも、相手の話を聞くことの上手い人の方がふさわしいと言える。

かつて多くの元裁判所職員が調停委員に任命されていたが、現在は少ない。裁判所は、公務員の天下りの関係でバッティングされるので、遠慮して自主規制しているのか。私は、法的にも知識的にも優れた調査官や書記官

が調停委員としてふさわしいと思う。

- 裁判所によっては、裁判所職員の退職者に対して、もう調停委員の推薦を出さないという考えのところもある。一方、本人から退職後に調停委員になりたいと希望があった場合、その方の経歴等をみて推薦をする裁判所もある。前者の場合は、自己推薦にならざるを得ない。
- 調停委員は、民間からの給源が原則である。
- 調停は、紛争解決が目的である。当事者の代理人としての立場から言えば、調停委員によっては、聞き方や進行次第でうまくいくケースなのにこじれてしまったり、調停委員の一言により当事者が気分的に激高してしまったりする。そういう意味で、一般の方を入れることも大事ではあるが、紛争解決のノウハウを持っているプロ的な方も必要と思う。調停で一般の方とペアを組ませればよい。決して弊害だけではない。元裁判所職員を調停委員にすることについて、自主規制をし過ぎている。
- 今後、既存の推薦母体等にこだわることなく、若い世代にも調停委員になってもらうことも含めて、現実的な方策等はないか。
- 調停委員制度を家裁への国民の司法参加として周知する。裁判員制度の広報と比べると現状はどうか。調停委員の任命までの手続は、言ってみれば一本釣りの感じである。実際として、団体名として推薦するのは辛く、推薦団体というよりも、結局は個々人の資格でなっていくと思う。また、自分の仕事を横に置いてでも調停に関われる人となると、若い世代に頼ることになるのか。このような人材がほしいというピンポイントで団体に提示することも考えられる。
- 調停委員の公募制について、例えば、裁判員を務めた方、検察審査会の審査員を務めた方に対して、募集することも考えられる。裁判員は、裁判官と3日間くらい評議するため、人柄や議事の進め方が分かるのではないか。審査員には、割とこういう仕事に関わることが生き甲斐であると話す方が多い。私としては、そのような中で目覚めた方が、もしかして調停委

員をやってくれるかもしれないと思ったりする。

○ 裁判員及び参与員の両者は、訴訟進行をリードすることはなく、裁判官がすべて主宰する手続を脇で聞いて意見を述べる。しかし、調停は、そのほとんどを調停委員だけで進行させ、要所で裁判官が入る形となるため、相当のリーダーシップが求められる。したがって、公募して一般の方の意見を取り入れることは確かに大事かもしれないが、もっと大事なことは、紛争をどうやってうまく解決するかである。刑事事件のようにどういう刑で、どういう処罰をするかという問題ではない。現実困っている紛争当事者間の紛争をどのように解決するかという問題である。両者は次元の異なる問題である。一般常識よりも、うまく当事者間の紛争を解決に導けるようなリーダーシップを発揮できる方を調停委員にしてほしい。また、ある程度の経験のある方を入れて、短期間で結論を得られるような調停運営をされたい。

○ 我々サラリーマンの人間から言うと、一步踏み出してという人材は、管理職であろう。ただし、そういう方は忙しい。団体が推薦依頼を受けても、なかなか推薦者を出せない。私も団体の中から実際に推薦を受けたが、上と相談したりして絞り込みをされた。推薦については、先程の推薦依頼を出している団体があるようなので、その中でふさわしい方の推薦をお願いするのがいいと思う。企業に依頼しても難しい。

(2) 福島地家裁合同庁舎の新営工事について

福島地家裁合同庁舎の概要について、家裁仮設庁舎工事を含めて説明した。

(3) 少年審判廷等の整備について（犯罪被害者等の少年審判傍聴関係）

前回のテーマ「少年審判廷等の整備」における各委員からの意見等を反映した法廷を利用した少年審判廷を見学した。

各委員は、問題点等は解決されているとの意見を述べた。

6 次回開催日の指定

12月2日（水）午後1時15分

7 閉会